



2025年3月3日

各位

会社名 株式会社アйдママーケティングコミュニケーション
代表者名 代表取締役 蛭谷 貴
(コード番号: 9466 東証スタンダード)
問合せ先 取締役常務 経営管理部長 中川 強
(TEL. 076-439-7880)

株式給付信託 (J-ESOP) の導入 及び 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年3月3日開催の取締役会において、当社の価値創造の源泉である人的資本への積極的な投資の一環として、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「本制度」といい、本制度に関して、みずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)を導入することについて決議いたしました。

また、本制度の導入に伴い、第三者割当による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 導入の背景

当社は、「私たちは、国際社会の中で社員一人一人の自己の成長と企業の安定、発展をはかり感謝と誠意をもって顧客へサービスを提供し社会に貢献しつづける」という経営理念のもと、食品スーパーマーケットを始めとする流通小売業への販売促進に関わる企画・提案・デザイン・販促物の制作までをトータルでサポートするサービスを主たる事業内容としており、近年の流通小売業界におけるデジタルシフトへの対応として、電子棚札・デジタルサイネージ・アプリも含めた「オールメディアプロモーション」を軸に企業価値の最大化に取り組んでおります。

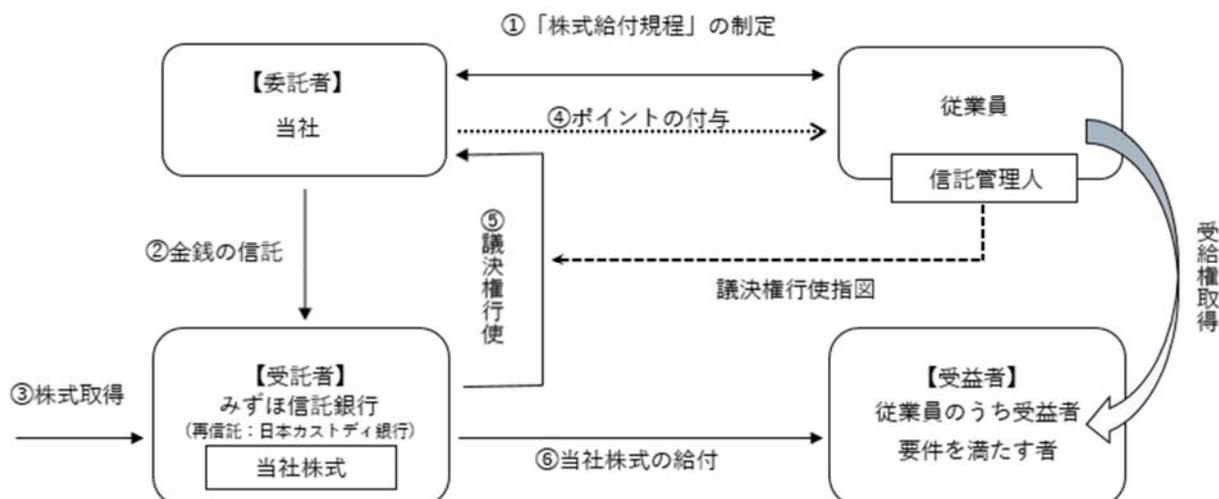
企業価値の更なる向上、持続的な成長の実現を目指す中で、サステナビリティ推進のカギである多様な価値観を持った人材を確保し、全従業員が高い次元で挑戦し、目標達成に向けたコミットメントを引き出し、イノベーション(革新)を創出することが、当社グループの価値を無限に高めることに繋がると考えております。本制度の導入により、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、従業員は一人一人となって株主の皆様と同じ目線に立ち、経済的な効果を共有しつつ当社の企業価値と連動した資産形成とキャリア形成のための安定した環境を得ることとなり、成果に報いるインセンティブプランの一つとして採用することで、企業価値向上と人的資本投資の好循環の実現に大きく寄与することが期待されます。

2. 本制度の概要

本制度は、米国のESOP(Employee Stock Ownership Plan)制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対して当社株式を給付する仕組みであり、その概要は以下の通りです。

当社は、従業員に対し職位や個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

【本制度の仕組み】



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、株式給付規程に基づき従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

3. 本信託の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 名称 | : 株式給付信託（J-ESOP） |
| (2) 委託者 | : 当社 |
| (3) 受託者 | : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行) |
| (4) 受益者 | : 従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者 |
| (5) 信託管理人 | : 当社の従業員から選定 |
| (6) 信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (7) 信託の目的 | : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付すること |
| (8) 本信託契約の締結日 | : 2025年3月18日 |
| (9) 金銭を信託する日 | : 2025年3月18日 |
| (10) 信託の期間 | : 2025年3月18日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。) |

4. 本自己株式処分の概要

(1) 処分期日	2025年3月18日（火）
(2) 処分株式の種類及び数	当社普通株式 396,000株
(3) 処分価額	1株につき 金 252円
(4) 処分総額	99,792,000円
(5) 処分子定先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）

(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。
---------	--

5. 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、本制度の運営にあたって当社株式の保有及び処分を行うため、株式会社日本カストディ銀行（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者）に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものです。

処分数量については、株式給付規程に基づき信託期間中に従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2026年3月末日で終了する事業年度から2035年3月末日で終了する事業年度までの10事業年度分）であり、2024年9月30日現在の発行済株式総数13,520,000株に対し2.93%（2024年9月30日現在の議決権総数130,732個に対し3.03%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となります。

6. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間（2025年1月29日から2025年2月28日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である252円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお、処分価額252円につきましては、取締役会決議日の直前営業日の終値272円に対して92.65%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均237円（円未満切捨）に対して106.33%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均228円（円未満切捨）に対して110.53%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名全員（うち社外監査役3名）が、価額の算定根拠は合理的なものであり、処分価額は相当である旨の意見を表明しております。

7. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上